



## Contents

- \*人生100年時代を、咬み合わせから考えよう!
- \*矯正歯科医会では、症例報告を通して臨床の質を高めています
- \*「第15回ブレース スマイル コンテスト」受賞決定!!
- \*矯正歯科医会の取り組み③「矯正歯科何でも相談」

# 歯と歯並びの ニュースレター Vol.4

発行元  
公益社団法人 日本臨床矯正歯科医会  
〒107-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9  
(一財)口腔保健協会内  
TEL.03-3947-8891 FAX.03-3947-8341  
http://www.jpao.jp/  
2020.3.31 発行



今回のテーマ  
4月18日は  
「よい歯の日」

## 人生100年時代を、 咬み合わせから考えよう!

### ■歯の本数とコンディションは比例しない

現在、80歳で20本以上、自分の歯がある高齢者は過半数を越えています。しかし、その一方で罹患率が高いのが歯周病です。歯周病とは名前のとおり、ハグキや歯槽骨(しそこうこつ)など歯を支える組織が細菌に冒される感染症のこと。なかでも歯周ポケットが4ミリ以上ある進行した歯周病の罹患率は50代以降では5割以上で、歯を失う最大の原因となっています。

ここからわかるのは、歯の本数と口腔内のコンディションは決して比例しないということです。大切なのは“いかによい状態で歯を残すか”。近年、糖尿病と歯周病についての関連がわかってきていることもあり、医科と歯科、あるいは矯正歯科と歯周病専門の歯科など専門分野の異なる歯科が連携して治療やケアにあたり、口腔機能の維持・向上を図ることが求められています。

### ■中高年期でも矯正歯科治療は受けられる

そうした流れの中、40代以降から矯正歯科治療を受ける方もいます。矯正歯科治療とは、単に歯を動かすだけでなく、口腔内のコンディションを整えてバランスのとれた噛みやすい状態に導く医療処置のことです。矯正装置が外れた後も定期的な経過観察を通して、患者さんの健康寿命を保つことができます。ただし、成長期の子どもと異なり、中高年期には糖尿病や心臓病、骨粗しょう症といった全身的な問題や、前述の歯周病、むし歯など口腔内疾患への配慮が不可欠です。そのため、治療前には矯正歯科医が必要な検査を行い、医科の主治医がいる患者さんの場合はその主治医と連絡を取り合いながら、一人一人に合った治療法を組み立てることとなります。

### ■安心できる治療のために 診療所を見極めよう

矯正歯科専門開業医の全国組織である(公社)日本臨床矯正歯科医会(以下、矯正歯科医会)では、中高年期の患者さんに安心して治療を受けていただくための6つのポイントを提示しています。

### ■矯正歯科診療所が備えるべき6つのポイント

- 1) 頭部X線規格写真(セファロ)検査をしている
- 2) 精密検査を実施し、分析・診断した上で治療をしている
- 3) 治療計画・治療費用について詳細に説明をしている
- 4) 治療前に治療中の転医<sup>\*</sup>や治療費精算の説明をしている  
\*転医とは、治療中にやむを得ず、診療所を替えること。
- 5) 常勤の矯正歯科医がいる
- 6) 専門知識のある歯科衛生士、スタッフがいる



### セファロ検査とは



セファロ(側貌)



セファロ(正面)

頭部X線規格写真(セファロ)検査とは、上下のあごの大きさやズレ、あごや唇の形態、歯の傾斜、口もとのバランスなどの状態を正確に知るために行われる検査をいう。

## 矯正歯科医会では、症例報告を通して 臨床の質を高めています

### 日頃の診療症例を発表する症例報告

矯正歯科医会では、毎年2回(2月・6月)開催される学術大会および例会に会員は症例報告を行う義務があります。これは会員が自らの治療症例を、模型(治療前、治療後、保定2年後の3点)や口腔内写真、治療前の分析結果や治療方針などの資料とともにパネルやファイルにまとめて展示し、その治療評価を本会会員である矯正歯科医から受けるというものです。出展されたすべての症例は本会発行の学術誌に掲載され、データとして長く保管されることとなります。

そして、この症例報告の中から会員相互の投票で高得点を得た興味ある2~3名の症例を「アンコール賞」に選び、後日、その症例の診断や治療方法、経過、問題点などについて、治療を担当した会員に発表してもらい、質疑応答を行っているのも、矯



症例報告

正歯科医会ならではの特徴です。

### 専門家同士で学び合い、高め合う風土にも寄与

本会では、症例報告への参加を全会員に義務づけており、少なくとも5年に一度は出展を行うことになっています。その取り組みの歴史は長く、約20年にもおよびます。若手の矯正歯科医にとって、症例報告への出展は、先輩からの助言が得られる、またとない機会となっています。そして、それは豊富な治療経験をもつ矯正歯科医にとっても同様で、同業のプロフェッショナルからの率直な評価は、日頃の臨床を振り返るよい契機となっています。会員にとって症例報告は、自身の見識を広げ、臨床の質を高めるための貴重な機会です。同時に、この取り組みによって会員の相互扶助の精神が育まれ、ともに学び合い、高め合うという本会の風土を醸成しているともいえるでしょう。

矯正歯科を専門に行う私たち矯正歯科医は、単に歯を動かすだけでなく、その患者さんにとってよりよい咬み合わせを維持するために、矯正装置がはずれた後も長く経過を観察し、その変化をもとに今後の治療に役立てています。

矯正歯科医会にとって、全ての会員の症例報告の出展義務は、会員診療所の質の向上と、国民に対する質の保証につながる重要な事業となっています。



# 第15回

## ブレス スマイル コンテスト 受賞作決定!!



### 最優秀賞

「夏！」  
えびはらひでまる  
蛭原 東丸様 15歳

●応募コメント  
治療の最初の頃は痛くて大変だったけど、段々と歯並びが良くなるのが嬉しい。思い切り笑うことができるようになった。

### さいたま大会賞

「全力で楽しんだ夏ライブ」  
まつざわ  
松澤リオ様 19歳

●応募コメント  
中学生のころから自分の歯並びの悪さが気になるようになり、人前でも写真でも笑うことが苦手になりました。昨年の秋頃に矯正歯科へカウンセリングに伺い、抜歯や拡大装置を付けることから始まり、7月に全体に装置をつけ、まだ2ヶ月ほどしか経っていませんが歯並びが以前よりもよくなりとても嬉しく思います。写真も歯を見せて笑えるようになりました。治療が終わるのはまだ先ですがこれからもっと歯並びが綺麗になっていくことがとても楽しみです。



### 優秀賞

「全力の笑顔!!!」  
たなかりほ  
田中理穂様 23歳

●応募コメント  
去年よりもバージョンアップした歯並びで、自慢のブラケットがしっかり写る様にスタッフのお姉さんに撮ってもらいました! 今年が最後の参加になると思うので、今年こそ賞をとれることを願って…☆

くわしくは、  
ニュースレターVol.5をご覧ください。  
※年齢は応募時のものです。

### わたしたち矯正歯科医会の取り組み③

## 矯正歯科何でも相談

近年、一般の方々の矯正歯科治療に関する興味の高まりに比例して、本会の「矯正歯科何でも相談」に寄せられる相談も急激に増えています。そしてその内容も、単純に治療方法に関する問い合わせ以外に、今受けている矯正歯科治療に関する問い合わせが増加してきています。

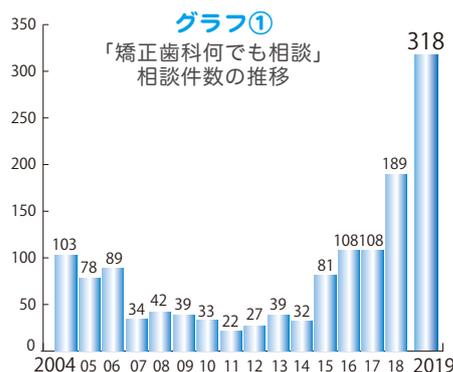
#### 〈グラフ①〉

「矯正歯科治療の経験が浅い歯科医師でも簡単に矯正歯科治療が行える」という歯科業者のプロモーションの影響もあり、簡単な気持ちで治療を開始した後に、期待した結果が得られずに不満が積もる相談も散見されるようになっています。

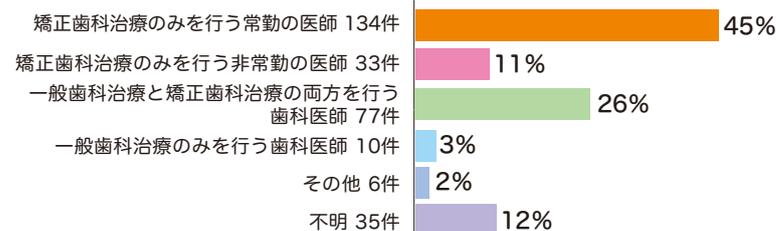
こうした中、一般の方に矯正歯科治療の専門性の高さが浸透し、「キチンとした治療」「十分な説明」を望む声が多くあがるようになりました。現在は、相談者の半数以上が矯正歯科治療を専門に行う医師のもとで治療を受けていらっしゃいます。

矯正歯科治療を始める前には十分な説明を受けて、ご自身が希望する治療方法の利点・欠点をよく理解してください。そして、担当医が勧める治療方法を、なぜ勧めているのか、その根拠、負担、限界もしっかり理解して、希望する治療方法以外の方法についても検討することをお勧めします。

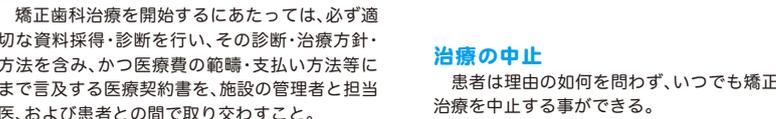
また、矯正歯科治療は自費診療ですので、後から問題が起こらないよう、「治療契約」もしくは「治療に関する確認」を文書で交わすようにしてください。矯正歯科医会では、右記の指針を検討中ですので参考にしてください。



#### グラフ②



#### グラフ③



**医療契約書の整備**  
矯正歯科治療を開始するにあたっては、必ず適切な資料採得・診断を行い、その診断・治療方針・方法を含み、かつ医療費の範囲・支払い方法等にまで言及する医療契約書を、施設の管理者と担当医、および患者との間で取り交わすこと。

**医療契約内容の変更時**  
当初の医療契約書に記載した内容に変更が生じた場合には、その理由を患者に説明し、同意を得た上で変更事項を明記した書面を、施設の管理者と担当医、および患者との間で取り交わすこと。

**領収書の発行**  
医療費の収受がなされた場合には、必ずその明細を記載した領収書を、施設の管理者名で発行すること。また、領収書の再発行を求められたら再発行表示を行った上で領収書再発行に依ること。事前に説明してある場合には、領収書を年度等でまとめて発行してもよい。

**治療の中止**  
患者は理由の如何を問わず、いつでも矯正歯科治療を中止する事ができる。

**治療中止時の対応**  
患者から矯正歯科治療の中止を求められたら、施設の管理者と担当医は患者の現状を説明し、その後起こり得る予測される状態を説明して同意を得て、その内容を文書で交付すること。

**治療中止時の精算**  
矯正歯科治療の中止時には、施設の管理者は治療の進行状況に応じて治療費を精算すること。治療進行状況の目安一案は別に示す。

**違約金の制限**  
治療費の精算時に、法的に許容される上限を超える違約金を請求してはならない。

①～③(公社)日本臨床矯正歯科医会調べ